

令和6年9月20日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 5件
(うち電子レンジ1件、フードミキサー(ブレンダー)1件、
照明器具1件、椅子(入浴介護用)1件、温水式浴室換気乾燥暖房機1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 8件
(うち電動アシスト自転車1件、ノートパソコン1件、プロジェクター1件、
照明器具(センサー付、ソーラー充電式)1件、有機ELテレビ1件、
バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)2件、スピーカー(充電式)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません(管理番号：A202100881、A202300528、A202300601、A202300602、A202300844を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当：土屋、別所、庄田

電 話：03(3507)9204(直通)

URL：<https://www.caa.go.jp/>

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)
該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100881	令和4年1月31日	令和4年2月16日	電子レンジ	IMB-T17-6	アイリスオーヤマ株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、タイマー内部の接点溶着によってタイマーが停止したため、加熱状態が継続して庫内の食品を焼損したものと推定される。	広島県	令和4年2月18日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202300528	令和5年5月7日	令和5年9月14日	フードミキサー(ブレンダー)	HBL-200	アイリスオーヤマ株式会社 (輸入事業者)	重傷1名	当該製品の内部に手を入れたところ、刃が回転し、手指を負傷した。 調査の結果、当該製品は、電源スイッチが本体側面に沿って平らに取り付けられており、本体を握ったときに電源スイッチが入りやすい構造のため、電源プラグを差したまま刃に触れようとした際、意図せず電源スイッチが入り、刃で指を切ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「電源プラグをコンセントに差し込んだ状態で刃に触れない。」、「点検の際は、必ず電源プラグをコンセントから抜く。」旨、記載されている。	埼玉県	令和5年9月20日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202300601	令和5年9月17日	令和5年10月5日	照明器具	CL8D-5.0	アイリスオーヤマ株式会社 (輸入事業者)	火災	異臭がしたため確認すると、当該製品の内部部品を焼損する火災が発生していた。 調査の結果、当該製品は、内蔵LED基板のLED素子又は銅箔パターンが異常発熱して焼損に至ったものと推定されるが、異常発熱した原因の特定には至らなかった。	東京都	令和5年10月11日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202300602	令和5年9月2日	令和5年10月5日	椅子(入浴介護用)	EKK40023L5	TOTO株式会社	重傷1名	施設で当該製品を使用して入浴中、被介護者(80代)が当該製品の座面をつかんだ状態で、介護者が左手を持ち上げたところ、被介護者が左手指を負傷した。 調査の結果、当該製品の座面下の金属フレームと本体座面縁部との間に指が入る隙間があったため、被介護者の指が隙間に入った状態で介護者がそれに気付かず被介護者の腕を引き上げたことで、手指が挟まれて負傷したものと推定される。	佐賀県	令和5年10月11日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202300844	令和5年12月12日	令和5年12月25日	温水式浴室換気乾燥暖房機	HBD-3304KCSK-J3P (東邦ガス株式会社ブランド)	リンナイ株式会社(東邦ガス株式会社ブランド)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、循環用ファンモーターの配線挿入部に密着不良があったため、隙間から水分が浸入し、内部基板でトラッキング現象が生じて出火したものと推定される。	愛知県	令和5年12月28日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの